

中央環境審議会大気環境部会

自動車NO_x・PM法に基づく対策に係る
今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申案）の概要

(1)「大気環境の状況としては、二酸化窒素の環境基準の非達成局が引き続き存在するなど、環境基準が継続的・安定的に達成されているとは言い難い状況であるものの、対策地域内の測定局における窒素酸化物及び粒子状物質に係る環境基準達成率は全体として改善傾向にある。

前述のとおり、総量削減計画、特定事業者からの自動車使用管理計画や車種規制など自動車NO_x・PM法に基づく各種施策については、自動車単体対策や自動車の使用に係る対策、地方公共団体における各種取組と相俟って、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量の減少に寄与している。したがって、自動車NO_x・PM法に基づくそれらの施策は、全体的に機能しているといえる。」

（参考資料 2、6 ページ、4(1)）

(2)「現時点では、現行の自動車NO_x・PM法を見直す必要はないと考えられるものの、引き続き窒素酸化物及び粒子状物質を削減することが必要であり、それらを削減するための対策を強力に推進していく必要がある。具体的には、現時点では、現行の自動車NO_x・PM法に基づき、対策地域内全体を対象とした現行の各種対策を推進することを基本としつつ、後述のような情報共有による関係者間の協力の促進等のソフト面の取組を含め、各々の局地の特性に応じた局地汚染対策等を充実させることが不可欠である。」

（参考資料 2、7 ページ、4(1)）

(3)「平成 27 年度の中間評価にあたり、総量削減基本方針の目標である「すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす」ことがどの程度達成されているのかを踏まえ、制度や運用の在り方を含めて検討する必要がある。」

（参考資料 2、7 ページ、4(1)）